

えびの市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年12月21日

えびの市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正が平成28年4月1日施行され、農業員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

えびの市においては、今後も少子高齢化や人口流出等による人口の減少は続く予測され、当然農業の分野でも同様の課題から担い手不足と高齢化が問題となっており、それに向けた対策を図ることが求められている。また、本市においては平地と中山間が混在し、それぞれの地域によって農地の利用形態が少しずつ異なることから、地域の実態に応じた取り組みを推進するとともに、それらに向けた対策の検討と強化が求められている。

農業は本市の基幹産業であり、稲作を中心に畜産・野菜・果樹等を組み合わせた複合型の農業が主軸となっているが、農業経営者の高齢化や後継者不足、兼業化が進んでおり、耕作放棄地の増加に伴う農地利用率の低下、経営耕地の分散による生産性の低下などの問題が生じている。これらを解消していくために、担い手対策推進事業や土地改良事業を通じて農業経営者の育成や農業生産基盤の整備、集落営農の推進に取り組んでいるが、農地の利用状況や営農類型が異なることから、地域に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化が重要になる。

上記のような課題に対応するため、農地利用の集積・集約化を図るため農地中間管理事業を活用しながら、農地の現況確認や今後の利用状況調査、遊休農地所有者の意向調査や相談・助言・指導を行う体制を継続し、耕作条件良好な農地は勿論、耕作条件不利地における遊休農地化や違反転用の発生防止・早期発見や農地の適正な利用の確認等に関する活動を実施していくこととする。

そのために法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進められるよう、えびの市農業委員会の指針として目標と推進方法を以下のように定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年4月)	3,790 ha	51.8 ha	1.37 %
3年後の目標 (平成32年4月)	3,790 ha	26 ha	0.69 %
目 標 (平成35年4月)	3,790 ha	0 ha	0 %

注：「管内の農地面積」は、「農業員会の適正な事務について（平成28年12月22日付け22経営第5333号経営局長通知）」に基づき作成した、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について農業委員会総会において決定された数値。

注：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

I 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ◆ 農業委員と推進委員合同による農地法（昭和27年法律第229号。）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農林振興局長連名通知）を基本とし、適切な時期に実施する。
- ◆ 利用意向調査の結果をふまえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ◆ 利用状況調査と利用意向調査は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表に努める。

II 農地中間管理機構との連携

- ◆ 利用意向調査において、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があった場合は、農地法第35条第1項の規定により農地中間管理機構に対しその旨を通知するものとする。

III 非農地判断について

- ◆ 既に山林化、原野化し、農地への復元が困難な土地または、復元しても営農

の継続が困難な土地については、地域の意向及び、農地転用制度との整合性を図りながら、「えびの市農業委員会非農地判定に係る取扱い基準」をもとに非農地判断を慎重に検討する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	3,790 ha	1,999 ha	52.74 %
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	3,790 ha	2,520 ha	66.49 %
目 標 (平成 35 年 4 月)	3,790 ha	3,032 ha	80 %

注：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は 80% を目標としている。

(2) 「人・農地プラン」とのマッチング

農業者の意思と地域資源の重要性に則した現場段階での活動や話し合いを積極的に行い、集落・地域が抱える人と農地の問題解決をするための、「人・農地プラン」作成・見直しにつなげていく。

(3) 農地中間管理機構等関係機関との連携について

農業委員会は、えびの市、農地中間管理機構、農協等の関係機関と連携し、
 (ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
 (イ) 経営の廃止・縮小を希望する農家等の農地
 (ウ) 利用権の設定期間が満了する農地
 について情報の収集・整理を行い、農地の貸し手と借り手の意向をふまえたマッチングを行う。

(4) 農地の利用調整と利用権設定について

農地の貸付け希望者の把握を行い、借受け希望者に対して積極的にあっせんする。

農地利用状況をふまえ担い手への利用集積が進んでいる地域では、担い手の意向をふまえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を促進する。

また、中山間等の農地の区画・形質が悪く、担い手が少ない地域では、農地

中間管理機構による簡易な基盤整備の活用と併せて営農の組織化・法人化、新規参入の受入れ推進など、地域の応じた取り組みを行う。

(5) 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱いについて

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを行い、農地法の規定に基づく知事の定めるところによる、農地中間管理機構が利用権を取得できる制度を利用し農地の有効利用を図る。

3. 新規参入促進について

(1) 新規参入の促進目標

	認定農業者	新規就農者
現 状 (平成 29 年 4 月)	296 人	11 人
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	300 人	7 人／年
目 標 (平成 35 年 4 月)	300 人	7 人／年

注：「新規就農者」の目標値は、市内で青年等就農計画等の認定を行った経営体とする。

注：「新規就農者」の目標値は、「第5次えびの市総合計画－後期基本計画」の目標指標に基づき、年間7人の参入を目標としている。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、市内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び法人を含む参入希望者を把握し、必要な情報提供等を行う。

② 企業参入推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得ると判断できることから、農地中間管理機構を利用した、企業の参入に努める。

③ 農業委員会によるフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、高齢化等により農地の遊休化が進んでいる地域について、引き続き下限面積に別段面積を設定して新規就農等を推進し、法人を含む新規参入者の地域での受入条件の整備を図るとともに、後見人的な役割を担う。